

派遣事業報告書作成時における 用語の定義及び注意点

平成 22 年 4 月 28 日

発行元 : 行政書士浅井事務所 浅井 順
〒151-0051

渋谷区千駄ヶ谷 3-26-5 金子ビル 401

Tel 03-5775-0728 Fax 03-5775-0763

e-mail : jun_asai@ys-office.co.jp

URL : <http://asai-office.jp/>

3月より、労働者派遣事業報告書において様式と報告期限に変更がありました。今回はその事業報告書を作成する上で、注意すべき用語の定義について解説をします。

1. 日雇派遣労働者の定義

日雇派遣とは、派遣労働者のうち、1日単位の雇用契約で働く方をいいます。

派遣元に登録した労働者の希望する日に応じて、派遣元より前日までに電話・メールで派遣先の情報が伝達されます。労働者は指定された派遣先に出向いて、派遣先の指示に従って就労する事となります。

なお、派遣事業報告書において日雇派遣労働者は登録型のことをさしますので、特定労働者派遣事業報告書については、日雇派遣欄の記載は不要です。

《常用型、登録型とは》

派遣労働者には、派遣会社に常に雇われている「常用型」と、派遣会社に登録し、派遣先が決まった時だけ雇われる「登録型」があります。

登録型は派遣労働者全体の約4分の3を占めるといわれ、そのうちの約8割が日雇派遣で働いているといわれています。

2. 特定製造業務の定義

「物の製造の業務」に関しては、従来原則禁止とされていましたが、16年の改正より「労働者派遣の対象業務」として、認められることとなっています。

ここでいう「物の製造の業務」とは、具体的には、以下のような業務となります。

- ・物を溶接、鋳造、加工し、または組み立て、塗装する業務
- ・製造機械の操作の業務
- ・上記業務と密接不可分の付随業務として複数の加工・組立て業務を結ぶ場合の運搬・選別・洗浄等の業務

これに対し、以下の業務は『特定製造業務』には該当しません。

- ・製品の設計、製図の業務
- ・物を直接加工し、又は組み立てる業務等の工程に原料
- ・加工、組立て等の完了した製品を運搬・保管・包装する業務
- ・製造用機械の点検の業務、製品の修理の業務

3. 派遣期間制限のない26業務と複合業務の定義

ソフトウェア開発やファイリング、OA操作等のいわゆる26業務と呼ばれる専門業務については、派遣期間の制限がありません。一方、これら26業務以外の一般業務の派遣期間は原則3年とされています。

複合業務とは、前述の26業務と一般業務の両方を行う業務をいいます。では、複合業務の期間制限はどうなるのでしょうか？この場合、26業務以外の業務が**1割**を超えている場合には、一般業務の期間制限が適用され3年となります。

例えば、OA操作で派遣されている派遣社員に“お茶くみ”を依頼したとします。そして、その“お茶くみ”の仕事量が派遣社員の仕事の1割を超えていたとします。この場合、該当派遣社員との契約がたとえ26業務とされていたとしても、期間制限は3年となり、派遣先に直接雇用義務が発生することとなります。

最後に

期間制限を免れる違法派遣が問題となっています。複合業務の判断基準として、休憩、朝礼、ごみ捨て、掃除、後片付け、用紙の補給、電話対応や書類整理については、厚生労働省より基準が例示されているので、明確な基準、規則を定め派遣する必要があります。

以上